

金融ほっとライン相談受付状況（令和6年度）

北海道財務局が受け付けた金融サービス等に関する相談・情報提供について、令和6年度（2024年4月～2025年3月）の受付状況を取りまとめましたので、お知らせいたします。

1. 令和6年度の概要

- 令和6年度の受付件数は150件で、前年度（194件）から44件の減少（前年度比：▲22.7%）となった。
- 業種別では、「銀行・信用金庫等」が60件（構成比：40.0%）、「生命保険・損害保険等」が33件（同：22.0%）と、これら2業種で全体の過半を占めている。
なお、「金融商品取引業等」「貸金業等」は減少傾向となっている。

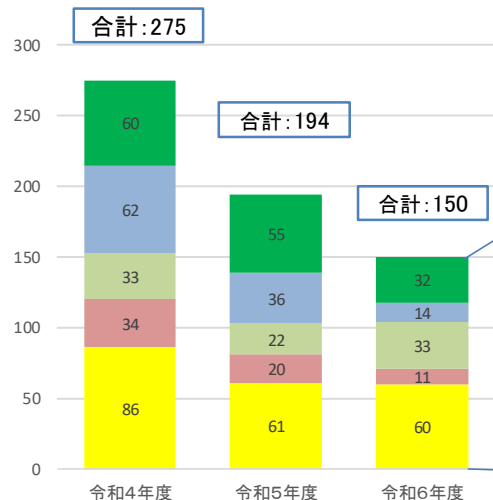
業種別相談受付件数

（単位：件）

	銀行・信用金庫等	金融商品取引業等	生命保険・損害保険等	貸金業等	その他	合 計 （前年度比）
令和6年度	60	11	33	14	32	150 （▲22.7%）
令和5年度	61	20	22	36	55	194 （▲29.5%）
令和4年度	86	34	33	62	60	275 （+4.2%）

相談受付状況の推移

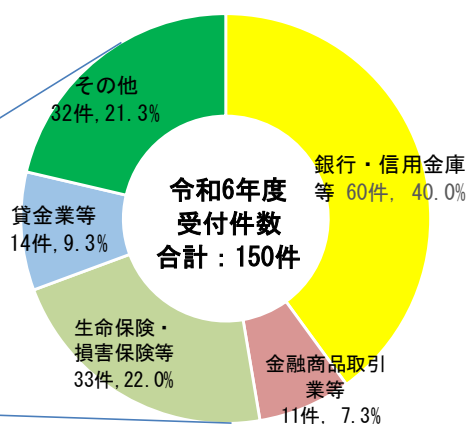
（件）



業種別

- 銀行・信用金庫等
- 金融商品取引業等
- 生命保険・損害保険等
- 貸金業等
- その他

（令和6年度の業種別構成割合）



（注）構成割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

2. 相談事例

【銀行・信用金庫等】

○ 複数の金融機関に預金口座がある。万が一、金融機関が破綻した場合、預金は全て保護されるのか。

➤ 国内に本店のある、預金保険対象の金融機関が破綻した場合、預金保険制度により、1つの金融機関ごとに利息の付く普通預金、定期預金などは、元本 1,000 万円までと破綻日までの利息が保護されます。また、利息の付かない当座預金などの決済用預金は、全額保護されます。

※ 預金保険制度対象の金融機関一覧：<https://www.dic.go.jp/yokinsha/kan.html>

【金融商品取引業等】

○ ネット証券で新 NISA の口座を開設したが、年間いくらまで投資可能なのかネット上の説明を見てもよくわからなかったので、教示願いたい。

➤ 2024 年からスタートした新 NISA 制度(少額投資非課税制度)の年間の投資可能額は、つみたて投資枠で 120 万円、成長投資枠で 240 万円です。併用することで年間最大 360 万円まで投資することが可能になりました。また、生涯を通じての非課税保有限度額は 1,800 万円、うち成長投資枠は 1,200 万円までとなります。

詳細は取引証券会社にお問い合わせください。

【生命保険・損害保険等】

○ 自動車事故に遭い相手方の損害保険会社と交渉をしているが、修理業者と保険会社が結託しているようで、信頼できない。中立的な立場で相談するところはないか。

➤ 「そんぽ ADR センター」(一般社団法人日本損害保険協会)を案内しました。同センターは、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、相談対応や紛争解決の支援をしています。相談や苦情・紛争解決手続きにかかる費用は原則無料です。

【貸金業等】

○ SNS で、人気芸能人が「必ず儲かる」と暗号資産の投資を勧めていた。海外の業者と契約し、数万円を投資して利益が出たので、取引を継続した。しかし、出金できずそのうち業者と連絡が取れなくなった。家族に話したところ、詐欺だと言われ心配になった。

➤ 海外の業者であっても、日本の居住者に対し暗号資産交換業を行う場合には、金融庁・財務局に登録が必要です。申し出の業者は無登録でした。

暗号資産交換業者の利用にあたっては、金融庁・財務局のホームページで登録をご確認ください。 ※ 登録一覧：<https://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyoj/kasoutuka.pdf>
トラブル解決には、弁護士か、消費生活センター(188)へ、騙されたとお考えであれば警察(＃9110)にご相談ください。

【ご相談、各種情報の受付】

北海道財務局では、**預金・融資、保険、貸金、投資商品**などの金融商品に関する相談、**ヤミ金などの無登録業者、未公開株等**に関する情報等の提供を受けています。

金融取引に関するご相談等は、**北海道財務局 金融ほっとライン**まで！

電話：011-807-5145